

令和 5 年度 社会保障 4 経費及びその他社会保障施策に要する経費

地方消費税率の引上げによる引上げ分の地方消費税収（市町村においては「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」）については、社会保障 4 経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）及びその他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てることとされています。
津和野町では、下表のとおり各事業に充当しています。

【総額】 864,926千円 （うち 一般財源 593,675千円 ）

【社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額】 95,000千円

単位：千円

事業名	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金引上分	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	6,650				1,064	5,586
	高齢者福祉事業	985		656		52	277
	児童福祉事業	201,222	65,287	17,366	902	18,829	98,838
	生活保護事業	42,248	31,667			1,695	8,886
	その他福祉事業	37,160				5,947	31,213
	小計	288,265	96,954	18,022	902	27,587	144,800
社会保険	介護保険事業	201,336	8,103	4,051		30,272	158,910
	後期高齢者医療事業	49,252		36,938		1,970	10,344
	国民健康保険事業	94,903	8,393	31,775		8,759	45,976
	小計	345,491	16,496	72,764		41,001	215,230
保健衛生	健康増進事業	16,944		718	4,713	1,842	9,671
	予防対策事業	20,042				3,207	16,835
	母子保健事業	5,578				892	4,686
	医療費助成事業	9,124		2,692	3,600	454	2,378
	医療対策事業	179,482		110	54,280	20,017	105,075
	小計	231,170		3,520	62,593	26,412	138,645
合計	864,926	113,450	94,306	63,495	95,000	498,675	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している

令和5年度 入湯税の使途状況について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

入湯税を充当すべき事業については、環境衛生施設整備事業、消防用建物整備事業や消防自動車整備事業などの消防施設整備事業、観光地整備事業や観光イベントの開催などの観光振興事業があり、令和5年度についてはこれらの事業に対し、入湯税として収入予定の2,780千円を充当しています。

令和5年度 入湯税収入額 2,780 千円

単位：千円

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	入湯税	その他
環境衛生施設整備事業						
下水道繰出金	168,978				1,153	167,825
小計	168,978				1,153	167,825
観光地整備事業						
観光リフト改修事業	100				1	99
歴史的風致維持向上事業	523				3	520
小計	623				4	619
観光振興事業						
津和野町東京事務所管理費	7,390			5,750	11	1,629
観光案内事業	3,265			2,500	5	760
観光協会補助金	19,162			4,300	102	14,760
小計	29,817			12,550	118	17,149
消防施設整備事業						
消防軽積載車更新	9,524			9,500	1	23
消防団活動環境整備事業	891			300	4	587
小計	10,415			9,800	5	610
基金積立						
津和野町観光振興基金積立	1,501			1	1,500	
小計	1,501			1	1,500	
合計	211,334			22,351	2,780	186,203

※基金積立…津和野町観光振興基金条例により、当該年度における税収入の総額のうち1/2以上の金額を基金積立しています

※入湯税は、基金積立を除く各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています